

能美市事業所等訪問調査実施要領

平成20年12月15日

告示第101号

(目的)

第1条 この告示は、能美市競争入札有資格者名簿に登載された建設業者に対し、事業所等を訪問して登録申請内容の事実確認を行うための実務を定めるものである。

(調査対象事業所)

第2条 調査対象事業所は、本市に登録している市内業者又は準市内業者とする。

(定義)

第3条 市内業者とは、能美市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有している業者をいう。

2 準市内業者とは、能美市内に常時契約を締結する事務所として建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有している業者をいう。

(調査の時期)

第4条 調査は、管財課長が必要な時期に随時行うものとする。

(調査員)

第5条 調査員は、管財課長が指名するものとする。

2 調査は、2名以上で調査を行うものとする。

(調査の内容)

第6条 本市へ提出した市内業者（又は準市内業者）登録申請書（以下「市内業者登録申請書」という。）と現状との内容照合を行うものとする。

2 主な調査内容は、次のとおりとする。

(1) 事務所等実態調査（市内に所在する本店及び支店等）

(2) 登録申請内容確認調査

(3) 技術職員雇用確認調査

(4) その他必要と認めるもの

(調査の方法)

第7条 調査の方法は、登録業者の市内業者登録申請書等（支店等常駐職員一覧表又は事業所等所在地等報告書）に基づきヒアリング形式の調査及び書類の確認調

査とする。

(調査の報告)

第8条 調査員は、調査を行った場合は速やかに登録業者の事業所調査表（様式第1号又は様式第2号）を作成し、管財課長に報告するものとする。

(調査の評価)

第9条 調査の結果を次のとおり評価し、調査対象事業所に通知するものとする。
適切……指摘事項がなく適切なもの。

是正……指摘事項があり、改善を指示するもの。

(変更の届出)

第10条 調査の結果、市内業者登録申請書等の内容に変更又は誤りがある場合は、「競争入札参加資格登録事項変更届」により速やかに変更届の提出を求めるものとする。

(指名停止等)

第11条 調査を実施するにあたり、正当な理由なく当該調査を拒んだとき、又は是正指示に従わなかったときは、能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成17年告示第135号）別表1第1項により指名停止の措置を講じるものとする。ただし、事業者が是正指示（管財課長が指摘したものに限る。）を受諾した場合で、その是正事項の改善が完了するまでの間は入札参加排除の措置を講じる。

(情報の取扱い)

第12条 本調査で得た情報は、原則として入札契約業務以外には使用しないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業所等訪問調査に関し必要な事項は管財課長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第44号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第53号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。